

～資料～

- ①教諭は、幼児の保育をつかさどる。(学校教育法第27条⑨)
- ②この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。(児童福祉法第18条の4)
- ③保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条10)

「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。(第2章前文)

子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり (第1章2 (1))

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。(第1章2 (1))

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。(第22条)

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。(第39条)

- ・保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
- ・集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。
- ・待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用。
- ・充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援。

(内閣府ウェブサイト)

この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。(第2条7)

この法律において「教育」とは、教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校(第9条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。(第2条8)

この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。(第2条9)

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育〔第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。〕を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〔中略〕第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。(第6条の3⑦)

この法律で、児童とは満18歳に満たない者をいい、児童を左〔以下：引用者注〕のように分ける。

- 1 乳児 満1歳に満たない者
- 2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

(児童福祉法第4条)

保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。(第14条10)